

同日橋上場ニ其市人合也也 午前中何事ノ事信  
カク深務負有リ出立ヲ促セタルニ 結局五十一日  
午後二重役合議ヲ開キ其ノ結果ハ田銀六百  
ト云セリ 此ノ田銀ニ付シテ 職工ノ務負人等  
ハ 別紙川副重役ニ課金ナキヲ認メ此ノ重役  
ニ付シテ一應田銀七百二十日出勤 既共前日同始セ  
テ 別紙田銀ニ 既ニ課金ナキ 受取人君ハ物等 租作等  
後事又ハ夕市人合也 日午前九時一同出勤 業務  
ニ任事セラル 人合社有リ 既ニ所轄田川田者ニ休業  
シテ 十七マリタル為 日署ヨリ注意ヲ受ケ又ハ作  
業ヲ中止セ 既為不安 感ニ堪ユ 業務負人等三川  
副ニ交渉セシトスルニ 左人ハ此ノ後ハ設ケラ尚合  
セム 他ノ重役所部ハ川副ニ一任シテ 避ケ新地  
ニ 重役タルヲ系議セタルニトイハセト 能ク取合ハス  
臨行株主總會ヲ用キ 局面整頓ヲ計ラントスル  
元 意ハ 如クナラズ 職工ヲシテ 益ニ付地ニ 臨入ラシ  
ル 牀能ハニマリ 所轄田者ハ 十五日川副ヲ 招致セ  
解決ノ 案ヲナラシム 論レタルニ 今人ハ 人合社ノ 窮  
此ヲ 陳述シ 二三日内 辭職 志ヲ用キ 其ノ 結果  
ヲ 発表セシト 是合ヘタリ

此ルニ川副ハ 何事 解決 方法 可 講セズ 徒ラ 追シ  
テ 其ノ 職工 等 憤慨 甚シ 業務 負人 田村 二 通リ 田村  
ハ 無心 酬ニ 田銀 七百 十七日 職工 桎梏 留吉 外ニ 名  
カ 併セ 川副 自完 及 後 業務 所 訪問 セル 是 不在  
ナリ 士力 君 志 也 也 免 職 工 二 七 日 川 副 一 年 免 免